

会議録

1 会議名

令和7年度第7回柿崎区地域協議会

2 議題(公開・非公開の別)

(1) 報告事項 (公開)

- ・過疎地域持続的発展計画策定の事前説明について
- ・公の施設の使用料等の見直しについて
- ・柿崎マリンホテルハマナスの利用料金の変更について

(2) 質問事項 (公開)

- ・柿崎マリンホテルハマナスの利用時間及び休館日の変更について
- ・上越市柿崎体育館の廃止について
- ・上下浜小学校及び下黒川小学校の廃止について

(3) 自主的な審議 (公開)

- ・柿崎区地域協議会 各委員会の取組状況について

(4) その他 (公開)

3 開催日時

令和7年10月21日（火）午後6時30分から午後8時12分まで

4 開催場所

柿崎コミュニティプラザ 3階 305～307 会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く） 氏名（敬称略）

- ・委員：吉井会長、中村副会長、石田委員、金子委員、小出委員
坂木委員、佐藤（達）委員、佐藤（昌）委員
佐藤（ま）委員、滝澤委員、山川委員

- ・地域政策課：五十嵐地域政策監、白倉副課長
- ・資産活用課：竹下課長、杉山主任
- ・観光振興課：新井課長、小関係長
- ・スポーツ推進課：佐々木副課長、高橋係長
- ・教育総務課： 笹川教育委員会事務局参事、小池参事
- ・事務局：柿崎区総合事務所 新部所長、松崎次長、片岡次長
　　荻谷産業グループ長、横尾建設グループ長
　　石川市民生活・福祉グループ長、岩片教育・文化グループ長
　　長井地域振興班長、熊木副主幹

8 発言の内容（要旨）

【松崎次長】

- ・地域協議会の開会を宣言。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会議の運営は会長が行う旨を説明。

【吉井会長】

- ・会長挨拶。
- ・会議録署名委員に坂木委員を指名。
- ・次第4の報告事項に入る。報告事項(1)過疎地域持続的発展計画策定の事前説明について地域政策課から報告をお願いする。

【五十嵐地域政策監】

- ・過疎地域持続的発展計画策定の事前説明について各区に説明に伺っている。先週の木曜日の吉川区から始め、本日は2回目となる。過疎計画はボリュームがあるが、概要を説明し忌憚のない意見を聞かせていただきたい。内容の説明は、白倉副課長が行う。

【地域政策課 白倉副課長】

- ・市では、令和3年度に策定した現行の過疎計画が今年度末で計画期間を満了することから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする新た

な計画の策定を行っている。本日は、この新たな計画案について説明する。なお、計画案は地域自治区の設置に関する条例の規定に基づく地域協議会への諮問事項となっている。本日は、計画の概要について説明し、11月の地域協議会において正式に諮問し、答申をいただきたいと考えている。本日、策定中の計画案を配布しているので、内容についてあらかじめ確認いただき、11月の諮問、答申の参考にしていただきたい。

(資料1及び別冊「上越市過疎地域持続的発展計画(案)」により説明)

- ・概要でも説明したが、この過疎計画は第7次総合計画と整合を図るため、これらの計画に位置付けられた施策、事業を体系化し搭載することで施策や事業に係る財源を確保し、過疎地域における取組を着実に実施して行くことを目的としているので、今後、総合計画の後期計画の策定や社会情勢の変化等により新しい事業の追加、廃止等があった際には、改めて計画を見直すこととなる。

【吉井会長】

- ・ただ今、地域政策課から説明があった。委員から質問等あるか。

(質問なし)

- ・今、計画の概要を説明してもらったが、来月、これに対して諮問及び答申をする予定になっている。内容について、一度目を通していただき、来月諮問が出て、それに対して答申がすぐに出せるように準備していただきたい。私も見たが、第7次総合計画で計画されているので内容について、それほど大きな変更はないので、この予定で諮問、答申して良いのではないかと思う。委員から質問がなければ、この件については終了としたい。

- ・次に、報告事項(2)公の施設の使用料等の見直しについて、資産活用課から説明をお願いする。

【資産活用課 竹下課長】

- ・公の施設の使用料等の見直しについての説明に先立ち、公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージを説明する。

(資料2-1により説明)

- ・公の施設の使用料等の見直しに対する基本的な考え方については、資料2-2で説明する。

(資料2-2により説明)

【吉井会長】

- ・資産活用課から説明があった。委員から質問等あるか。

【佐藤（達）委員】

- ・1ページに「カテゴリー別受益者負担率」というのがあるが、例えばスポーツ施設では受益者負担率が7.9%という説明があったが、3ページの機能例で言った場合、それを将来的に50%にしていきたいという考え方。

【資産活用課 竹下課長】

- ・3ページの受益者負担割合は、あくまでも目標である。スポーツ施設の実態やスポーツにはスポーツ振興の側面もあれば、個人の趣向的な側面もあるので、それらを踏まえると行政負担として税で負担する部分と利用者が使用料として負担する部分は50%が適当ではないかと考える。ただし、50%はあくまでも目指す数字である。

【佐藤（達）委員】

- ・もう1点、1ページの公費負担額が全体の60.8%になっているが、今後費用の見直しをした時にどれくらいの比率まで負担額を削減できるのか。

【資産活用課 竹下課長】

- ・始めに公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージを説明したが、受益者負担割合の適正化の取組については、使用料を上げて行くだけの話ではない。例えば、非効率である施設を機能集約し、施設全体の維持管理経費を削減することで原価を抑えることができる。また、維持管理が非効率な部分、例えば管理人の常駐や開館時間、休館日の見直しによっても維持管理経費を下げることができる。この3つの取組を総合的に実施することによって適切な受益者負担割合を目指して行けるのではないかと考えている。この取組をしたらどれくらい効果が出るのかまでは算定していないが、施設単体での取組ではなく、総合的に施設を一番良い状態で管理して行くことを目指していくべきと考えている。

【佐藤（達）委員】

- ・今のところ、どれくらい削減できるかの見込みはないということか。

【資産活用課 竹下課長】

- ・はい。

【佐藤（達）委員】

- ・承知した。

【吉井会長】

- ・ほかに委員から質問等ないか。私から、今の佐藤（達）委員の質問に近いが、このようなスポーツ施設の使用料が現状の倍以上になっていく。子どもたちが使ったり、大人が体育館を使ったりするその費用がともすると3倍とか4倍になっていく。確かにお金の面で見るとそのくらい必要なのだと思うが、市民の健康維持に体育館を使っている。柿崎区にはトレーニングルームがあったり、かきざきドームではランニングができたりと、結構私も使っているが使用している人が多い。使用料の値上げをした場合、「それだけ費用が上がるのであれば、もう使わない。」という話になってくるのではないか。費用だけではなく、その辺をもう少し見ながら検討して行っていただきたい。今、検討しているのは、資産活用課であるが、そうではなく市全体で横串を通して検討してもらう必要があるのではないか。それから、3ページの表の9つの分類が0%、50%，75%、100%となっている。例えば、受益者負担が50%の中に学習施設や地域福祉拠点施設がある。これが本当に50%負担になるのか。これは違うのではないか。少なくとも25%ではないかという検討はこれからするのか。

【資産活用課 竹下課長】

- ・まずは一般的な受益者負担割合を示したが、施設の実情や利用実態を見て個別に受益者負担割合を設定することになる。会長が言われるように我々だけで決めるものではない。施設所管課とも協議し、実際に適用する受益者負担割合や使用料をどうするかは、施設利用者の声も聴きながら検討して行きたい。

【吉井会長】

- ・その辺が例えば教育委員会やスポーツ推進課などが加わって検討して行かないといけないのではないかと思う。まだ具体的に数字が出てきていないので、我々は何も言えないが、これから検討して行ってもらうにあたり、その辺も懸念材料なのではないかと思う。委員から質問がなければ次に進む。(3)柿崎マリノホテルの利用料金の変更について観光振興から説明をお願いする。

【観光振興課 新井課長】

- ・今ほど資産活用課から市の大きな方針について説明があったが、私どもとして

もその市の方針、そしてマリンホテルハマナスが安定的にこれからも継続して維持管理していくという観点からも利用料金の規定を見直ししたい。

(資料 3 により説明)

【吉井会長】

- ・観光振興課から説明があった。委員から質問等あるか。

【小出委員】

- ・よく利用しているものとして率直な質問であるが、入浴料金 650 円のところが 900 円になったら、私は 3 回行っていたところを 2 回にする。稼働率がどのくらいあってのことによって、お客様が減ったら 1 人当たりの実入りは良くても収入が減ることを心配しないのか。

【観光振興課 新井課長】

- ・あくまで条例の規定をこのようにしていくということで、指定管理者も値上げしても 700 円かと言っている。現状のまま来年 4 月になっても 650 円のままかもしれないし、果たして 50 円を上げた時に、今ほどの意見の「だったらやめる。」とかゆったりの郷や鵜の浜人魚館も近くにあるので、そっちに行こうかという話もある。指定管理者の意見はそのような考え方で、私たちも承知している。ご指摘のとおり、値上げすればお客様が減るかというのもわからない。光熱費などさまざまなもののが上昇しているので、条例をそのままにしておくという選択肢はないと思っている。これから利用者の声や指定管理者の創意工夫をする上でも料金の上限はこのように設定し、例えば宿泊室については季節に応じて料金を変えたり、インバウンドや年末年始については、もう少し値段を上げても良いのかと思い条例上は値上げする。ただ、実際の運用は状況を踏まえて判断することになると考えている。

【小出委員】

- ・ビジネスホテルだと前日だと安く泊まることができることがある。マリンホテルハマナスでも遠くからくる人でなくとも、近くの人で例えば半額で泊まれるのであれば、明日にでも泊まろうかという利用が考えられるかもしれない。明日なら安いという制度も検討したらどうか。

【観光振興課 新井課長】

- ・色々な事例を参考にして工夫することが大事だと思う。今回の資料 3 に参考資

料で付けたが、年間の利用者数が大体 12,000 人でなんとか頑張っていただいている。宿泊者数は、令和 4 年から少しづつ回復している。一方で、日帰り温泉、食堂が少し右肩下がりの傾向にある。これは、もう少し地元の私たちがもう少し使う工夫があっても良いのではないかと思う。引き続き指定管理者と話し合っていきたい。

【吉井会長】

・ほかに委員から質問等ないか。私からマリンホテルハマナスに関して、私は地域協議会委員 3 期目だが、ずっとマリンホテルハマナスのことが地域協議会に上がってくる。これを条例で決めていること自体がおかしいのではないか。そのように前から言っている。なぜ地域協議会に聞かなければいけないのか。少なくとも指定管理者がいるのだから、そこで上げるのも自由、その代わりに赤字になった時に補填しないということくらいやらないと改善しない。この資料からすると 8,300 万円の収入があり 4,000 万円つぎ込んで、さらに 4,000 万円つぎ込まなければならない。これでは、いくら料金を上げてもいつになんでも赤字だと思う。なぜ早く売らないのか。前から私は言っている。ほかの温泉施設、宿泊施設を含めると莫大な金額を税金で投入している。いつまでこれを続けるのか。我々は、マリンホテルハマナスのことしか聞いていないが、鵜の浜人魚館はもっとつぎ込んでいる。つぎ込んでいないのは吉川ゆったりの郷くらいである。根本的に考えてもらわないと市税がもったいない。条例を改正してほしい。

【観光振興課 新井課長】

・私たちも施設を維持管理するという立場もあり、利用しているという声もある。もちろん、利用していない人からすれば、こんな施設は早く廃止をという声もある。市として方針が決まり、それに対して私たちは意見を言うが、その中で大きな方針が決まれば皆さんに報告に来ることがあると考えている。

【吉井会長】

・委員から質問等がなさそうなので、次に進む。諮問事項(1)柿崎マリンホテルハマナスの利用時間及び休館日の変更について、観光振興課から説明をお願いする。

【観光振興課 新井課長】

(資料 4 により説明)

【吉井会長】

- ・委員から質問等あるか。

(質問等なし)

- ・次に諮問事項(2)上越市柿崎体育館の廃止について、スポーツ推進課から説明をお願いする。

【スポーツ推進課 佐々木副課長】

(資料 5、参考資料により説明)

【吉井会長】

- ・委員から質問等あるか。

(質問等なし)

- ・次に諮問事項(3)上下浜小学校及び下黒川小学校の廃止について、教育総務課から説明をお願いする。

【教育総務課 笹川教育委員会事務局参事】

(資料 6、参考資料 1~3 により説明)

- ・今年度のできれば 12 月議会で補正予算の措置をいただき、実施設計を予定させていただければと思っている。設計業務については、令和 7 年度から令和 8 年度への繰越事業として実施し、プレハブ校舎の調達に入り現場工事については令和 9 年度を予定している。

【教育総務課 小池参事】

- ・私からは、保護者説明会の様子について話す。参考資料 4 を基に保護者に統合の目標年度を令和 10 年にするということ、どのような工事を計画しているかということ、今後の予定の 3 点について説明した。また、このおたよりを保育園、小学校の全保護者に配布し、説明会に来られなかつた皆さんにお知らせした。説明会は小学校区ごとに実施したが、すべての小学校区で共通していた意見は、令和 9 年の目標が令和 10 年になることに対して、これ以上先延ばしになることはないのかという心配であった。校舎の状態を詳細に調査し検討した上での結論であることから、これ以上先延ばしになることのないように進めていると答えた。また、柿崎小学校の改修工事に時間がかかるということであれ

ば、上下浜小学校や下黒川小学校、久比岐高校の校舎を活用して統合時期を当初の予定どおりにすることはできないのかという質問もあった。資料の 3 ページ 3 つ目の四角に記載したとおり、これまで市として検討してきたことをお伝えしご理解をいただいた。ご意見から多くの保護者がお子さんことを考えてできるだけ早い統合を望んでいることがわかった。このほか、統合に向けた交流活動や準備のことについて、また統合までの期間、複式学級での学習がどのようになるのか、柿崎小学校の工事期間の教育活動などについての具体的な質問をいただいた。保護者が統合までの準備期間がどのように進むのか心配されていることがわかった。いただいた質問にお答えし、統合までの準備期間として 2 年半あることでお子さんにとっても、保護者にとっても十分な時間があるということをご理解いただき、安心して見通しを持たれた様子であった。このおたよりを配布した後もほかの保護者から意見は寄せられていない。結論として、保護者の皆さんからは令和 10 年 4 月の統合に向けて準備を進めることに対してご理解をいただいたと考えている。

【吉井会長】

- ・教育総務課から説明があった。委員から質問等あるか。

【佐藤（ま）委員】

- ・参考資料 4 「3 今後の主な予定」の中に今年 3 月 19 日に地域住民に向けて小学校の適正配置についての説明会があったと思うが、今回また変更があった中で改めて地域への説明の予定はあるか。

【教育総務課 小池参事】

- ・町内会長、総合事務所と相談し、学校運営協議会の皆さんにはこのおたよりとこのようになっているということをおたよりでお知らせしている。この後、諮問し、答申をいただいた後に全地域、住民の皆さんへの回覧文書としておたよりと類似したものを配布させていただき、統合年度が令和 10 年度になることをお知らせしたい。もう一つ、町内会長連絡協議会が 11 月に開催されるとのことだったので、直接説明するのは 11 月の町内会長連絡協議会の時と考えている。

【佐藤（ま）委員】

- ・3 月に行われたような全住民に向けた説明会は予定していないということか。

承知した。

【吉井会長】

- ・今の件で確認する。学校運営協議会委員にもこの件についての説明はしていないのか。

【教育総務課 小池参事】

- ・学校運営協議会委員の皆さんにはおたよりを配布している。3学期になると、各学校で開催されるので、その折に話す予定である。2学期の始めにも学校運営協議会が開催されたが、その時にはまだ決まっていなかったので、3学期に予定している。

【吉井会長】

- ・それは3月まで待たないほうが良いと思う。臨時で行うべきだ。

【教育総務課 小池参事】

- ・校長会で話し、そのように意見をいただき決めた。改めて地域協議会でいただいた意見をもとに校長会で臨時開催するかどうかについて諮りたい。

【吉井会長】

- ・1年延びるということは非常に重要なことなので、そうしないと学校運営協議会の意義がない。町内会長連絡協議会と同じ時期に行うべきだと思う。
- ・委員からほかに意見等あるか。

(意見等なし)

- ・次に自主的な審議に移る。(1)柿崎区地域協議会各委員会の取組状況について、スポート×まちプロジェクトの佐藤(昌)委員長にお願いする。

【佐藤(昌) 委員】

(資料7により説明)

【吉井会長】

- ・質問等あるか。

(質問等なし)

- ・1点聞く。この周知文書というのは、どういう文書なのか。

【佐藤(昌) 委員】

- ・これから2回目の打合せをするが、今までのものをまだまとめ切れていない部分があるので、もう2、3回くらいやり、形ができた段階でこの報告書に資料が

ついてくるのかと思っている。これで今出しても「意見交換団体と一緒に何」という形になってしまふので、もう少し整理した段階でお示しできればと思っている。

【吉井会長】

- ・プロジェクトの委員で補足あるか。

【山川委員】

- ・今ほど佐藤委員長から説明があったように目標に向かっておぼろげに考えていただけだったものを少しきちんとした形を見つけなければと周知文書を土台にみんなで同じ方向が見えるような形で話を詰めていきたい。

【滝澤委員】

- ・聞き取りがスムーズに入れるように活動を紹介しておきたいということだと思う。柱とその付加物の組合せの認識がずれないように、みんなでこれから統一していこうと思う。

【吉井会長】

- ・今日この後に会議が行われるということなので、できるだけ早い時点で周知文書をほかの委員を見て、内容に加わらせてもらえるようにお願いしたい。来月の会議の時に周知文書が資料として入るようにお願いしたい。

【小出委員】

- ・読んでいると理想としている団体があるように思える。そのURLを後で教えていただければ、みんなで早く共有することができるのではないか。

【佐藤（昌）委員】

- ・URLについては、皆さんで見ていただけるようにお示しさせていただく。報告書は、これを正式に使うかまだ決まっていない段階であり、今はお話しできない。

【吉井会長】

- ・ほかに質問等ないか。

(質問等なし)

- ・それでは、スポ×まちプロジェクトの報告を終了する。次にその他に移る。委員から何かないか。

【坂木委員】

(10月14日に行った第1回まちづくりフォーラム実行委員会について報告)

【吉井会長】

- ・今、坂木まちづくりフォーラム実行委員会委員長から報告があった。委員長が坂木委員、副委員長が佐藤（達）委員、実施日時が2月22日午前9時30分から11時30分に決まった。詳細については11月18日に委員会を開いて決めます。
- ・会議の開催日程についてお願ひする。

【松崎次長】

- ・その前に事務局からお願ひする。先ほど諮問を3件上げさせていただいた。この内の一つ、柿崎マリンホテルハマナスの利用時間及び休館日の変更について、先月から説明させていただいた。この案件の流れについては、12月の市議会上程し、議決後4月の実施まで周知期間を設けたい関係で、本日諮問し、答申をいただきたいと考えていたので、本日答申をお願いしたい。

【吉井会長】

- ・来月では間に合わないのか。

【松崎次長】

- ・12月の市議会上程するため、11月の地域協議会では間に合わない。

【吉井会長】

- ・答申（案）は用意してあるのか。

【松崎次長】

- ・案を用意した。

【吉井会長】

- ・では、配っていただきたい。

(事務局 答申（案）を配布)

(吉井会長 答申（案）を読み上げる。)

- ・答申（案）について、よろしいか。

(「はい」の声あり)

- ・では、これで答申してもらう。

- ・会議の日程の報告をお願いする。

【長井班長】

- ・次の会議の開催日程を説明する。
 - (1) 第 10 回スポ×まちプロジェクト
 - (2) 令和 7 年度第 8 回柿崎区地域協議会
(当日配布物について説明)

【吉井会長】

- ・それでは、地域協議会をこれで閉会とする。

【中村副会長】

- ・地域協議会の閉会を宣言。
(午後 8 時 12 分閉会)

9 問合せ先

柿崎区総合事務所総務・地域振興グループ
TEL : 025-536-6701 (直通)
E-mail : kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。